

公 示 公 告

平成 3 0 年 1 1 月 2 日

次のとおり見積り合せを実施します。

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠 井 之 彦

- 1 件名 気泡緩衝材の購入
- 2 調達内容，納入期限及び納入場所
別添「仕様書」のとおり
- 3 見積書提出期限及び見積書提出場所等
別添「見積り合せ要領」のとおり

見積り合せ要領

件 名：気泡緩衝材の購入

最高裁判所

支出負担行為担当官

最高裁判所事務総局経理局長 笠 井 之 彦

1 一般事項

本見積り合せ要領（添付資料及び別紙を含む。以下「本要領」という。）は、最高裁判所（以下「裁判所」という。）が平成30年11月2日に公示公告した気泡緩衝材（以下「物品」という。）の購入に係る見積り合せに際して見積書提出者が了知し、遵守すべき事項等を規定したものです。

本要領の交付を受けた者は、裁判所から提供を受けた文書、データ等すべて（本要領のほか、追加資料を含む。以下、総じて「裁判所提示文書」という。）について、第三者（他の提出者を含む。）に漏らしてはならず、裁判所提示文書を本調達手続以外の目的（広告、宣伝、販売促進、広報を含む。）に使用してはなりません。

見積り合せに参加しようとする者は、本要領の内容を十分に了知の上、裁判所の調達条件のすべてを承諾して見積書を提出しなければなりません。

なお、見積り合せに参加できる者は、最高裁判所から指名の対象外とすることを定める措置を受けていない者に限ります。

2 見積り合せに付する事項

(1) 件 名 気泡緩衝材の購入

(2) 内容、納入期限及び納入場所

別添「仕様書」のとおり

(3) 見積書提出期限及び場所

ア 見積書提出期限

平成30年11月13日（火）午後5時00分

（郵送又はファクシミリによる提出可）

※ファクシミリの場合は、追って原本を提出する必要があります。

イ 見積書提出場所

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係

3 参加者は、上記2(3)ア及びイのとおり見積書を提出してください。

なお、見積金額は、消費税課税業者については、消費税及び地方消費税の金額を必ず記載してください。

ただし、消費税課税業者が消費税及び地方消費税の課税金額を明示しない場合には、消費税及び地方消費税が含まれているものとして扱います。

4 見積書の提出期限（2(3)ア）を徒過した場合は、無効とします。

5 契約の相手方について

(1) 受注者は、見積書記載金額（消費税及び地方消費税金額を含む。）が、裁判所が定めた予定価格以内で、最低の金額の見積りをした者となります。

(2) 同額の見積書を提出した者が2人以上あるときは、その同額の見積書を提出した者において、別途指定する日時までに再度見積書を提出してもらい、前回の見積書の金額以下で、かつ、最低の金額の見積りをした者を受注者となります。

(3) 上記(2)において、同額の見積書を提出した者が2人以上あるときは、別途指定する日時において、くじ引きにより受注者を定めます。この場合、くじを引かない者があるときは、これに代わって当庁の指定した職員がくじを引きます。

6 照会

本要領の内容に関し、合理的と認められる照会は次の窓口で受け付けます。
なお、照会は書面によることとします。

(1) 受付窓口

〒102-8651 東京都千代田区隼町4番2号

最高裁判所事務総局経理局用度課物品調達係（担当：福井）

電 話 03-3264-5863（ダイヤルイン）

FAX 03-3234-0923

（FAXによる場合は、事前に電話連絡をお願いします。）

(2) 受付時間

午前9時30分から正午まで及び午後1時から午後4時まで

（裁判所の休日を除く。）

(3) 照会締切

平成30年11月8日（木）午後4時00分

7 その他

見積書の作成及び提出にかかる費用等は、提出者の負担とします。

仕 様 書

- 1 件 名
気泡緩衝材の購入
- 2 品目（品名）及び数量
気泡緩衝材 696個
- 3 納入場所
最高裁判所（所在地：東京都千代田区隼町4番2号）又は最高裁判所が別途指定する場所（東京23区内又は都内近郊の運送会社等）
- 4 納入期限
平成31年3月20日（水）
- 5 規格（仕様詳細）等
 - (1) 幅300mm程度×長20m程度であること
 - (2) 材質がポリエチレンであること
 - (3) 気泡シート状であること
 - (4) ロールタイプであること
 - (5) 300mm四方面程度の大きさの専用の箱入りで、別途ハサミ又はカッター等切断する用具を使用しなくても、付属した専用カッター又は手で容易に必要な長さに切断できると
- 6 その他
 - (1) 納入日時については、受注者と発注者との間で協議して定めること。
 - (2) 引き渡した物品の瑕疵を原因とする破損等については、引き渡した日から最低1年の無償保証を行うこととし、速やかに修理又は交換を行うこと。
 - (3) その他詳細については、発注者の係官の指示に従うか、又は打合せを行うものとする。
 - (4) この仕様書に定めのない事項その他疑義のある場合には、その都度、受注者及び発注者が協議して定めるものとする。

〈参考規格〉

- ・クルーズ製 クルーズキャップCR-700